

越谷市地域公共交通協議会公印規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、越谷市地域公共交通協議会条例（平成 26 年条例第 20 号）第 8 条の規定に基づき、越谷市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）において使用する公印の規格、取扱い、保管その他公印について必要な事項を定めるものとする。

（公印）

第 2 条 協議会長の公印の名称、書体、寸法、用途及びひな形は、次のとおりとする。

名 称	書 体	寸 法 (m m)	印材	個数	用 途	管 守 者
越谷市地域公共交通協議会会長之印	古印体	方 2 1	木印	1	協議会長名をもって発する一般文書	都市計画課長

ひな形



2 前項に定めるもののほか、公印の保管、使用その他公印に関し必要な事項については、越谷市公印規程（昭和 47 年訓令第 1 号）の例による。

附 則

この規程は、平成 27 年 月 日から施行する。